

## マラケシュ条約批准と著作権法改正、そして真の読書バリアフリーを目指して

筑波大学附属視覚特別支援学校教諭 宇野和博

## 1. マラケシュ条約批准のための著作権法改正

- (1) 条約が定める受益者を著作権法第37条第3項の権利制限対象者に定義
- (2) 図書館からの公衆送信が認められ、メールサービス等が可能になる。
- (3) ボランティア団体や障害者団体も著作権許諾に悩まされず活動に取り組める。(施行令)

## 2. マラケシュ条約批准に魂を入れるには？

- (1) 条約が求める「著作権の制限」と「外国とのデータの輸出入」
- (2) マラケシュ条約前文の重要な一節「多くの加盟国が視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために自国の著作権法において制限及び例外を定めているが、これらの者にとって利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能な著作物が引き続き不足していること、これらの者のために著作物を利用しやすいものとする当該加盟国の努力に相当の資源が必要とされること」
- (3) バリアフリー図書の「作る→蓄積する→届ける」のあり方
- (4) 読書飢餓・・・途上国1%未満、先進国7%

## 3. 障害者の読書環境の充実のための体制整備

- (1) 本を「買う自由」の確立
  - ① One Source, Multi Use・・・テキストファイルの有用性
- (2) 本を「借りる権利」の確立
  - ① 寝たきりや上肢に障害のある人の読書をどこが保障するのか？
  - ② 障害者の読書保障は福祉？
  - ③ 公共図書館、学校図書館、大学図書館の実態
  - ④ 国立国会図書館関西館の電子図書館を核としたネットワークの構築
  - ⑤ 公共図書館、学校図書館、大学図書館と情報提供施設の役割分担
  - ⑥ アメリカのBookshareやフランスの国立図書館の取り組み
  - ⑦ これからの高齢化社会を見据え、読書バリアフリーを目指した中長期的な施策のプログラム化